

ブリッジ Bridge 5月号

トレンドニュース(令和7年3月分)

◆ 大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.23倍(前月比0.02P上昇)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:9,978人と前年同月比1.9%増加。

新規求職申込件数:1,651人と前年同月比5.7%減少。

⇒新規求職者が4ヶ月連続で減少しています。応募者確保に向けて、求人条件を見直してみませんか？

～ 令和7年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン実施中です ～

特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期である令和7年4月1日から7月31日までの間、同キャンペーンを実施中です。

事業主の方には、別添リーフレットのチェックリストを活用する等により、以下の重点項目の5項目を始めとする労働基準法の規定の順守をお願いします。

- ①労働契約締結の際の労働条件の明示
- ②シフト制労働者の適切な雇用管理
- ③アルバイトの労働時間の適正な把握
- ④アルバイトへの商品の買取り強要等の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ⑤アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ損害賠償額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

目次

《お知らせ情報》

- ◆熱中症予防対策セミナーを開催します。
- ◆熱中症対策セミナー(重症化防止)を開催します。
- ◆令和6年 熱中症による死亡災害事例
- ◆令和7年度賃金引き上げの支援策について
- ◆令和7年度業務改善助成金のご案内／一部変更のお知らせ
- ◆障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について
- ◆高齢者就業確保措置について

《賃金情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況・職業別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・中途採用者採用時賃金情報(令和7年1月～3月)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36

ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ



大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10

(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



事業主のみなさんへ アルバイトの 労働条件を確かめよう！



☒ チェックしてみましょう



- ☒ アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？
※労働者が希望した場合は、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。
- ☒ 勤務シフトは適切に設定されていますか？
(学生の場合は、学業と両立できるように配慮していますか？)
- ☒ アルバイトについても労働時間を適正に把握をしていますか？
※条件を満たしたアルバイトに有給休暇を付与していますか？
- ☒ アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？
- ☒ アルバイトの遅刻や欠勤に対してあらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？

1 アルバイトを雇う時も、書面による労働条件の明示が必要です。

■ 会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件を明示する必要があります。
特に次の7項目については必ず書面で明示しなければなりません。

①労働契約の期間について

②更新の有無、更新上限、更新する場合の判断基準などについて ※契約期間が有の場合

③仕事をする場所、仕事の内容、これらの変更の範囲について

④仕事の始業終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替のローテーションなどについて

⑤バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日について ※バイト代などの賃金も都道府県ごとに「最低賃金」を下回することはできません。高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

⑥退職時・解雇時のきまりについて

⑦無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件について

※有期労働契約が5年を超えて反復更新されたアルバイトの場合

※労働者が希望した場合には、メール等（印刷できるもの）による明示も可能です。

2 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設置しましょう

■ 学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整える必要があります。

■ 採用時に合意したシフトの変更などについては、使用者が一方的に変更を命じることはできません。

3 アルバイトの労働時間も適切に把握することが必要です。

■ アルバイトも、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適切に記録する必要があります。

■ 業務に必要な準備や片付けの時間、研修・教育訓練を受講した時間も労働時間となります。

■ アルバイトでも労働時間は1分単位で管理の上で残業代の支払いが必要です。

4 商品を強制的に購入させることはできません。 また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

■ アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させる売買契約は公序良俗に反して無効となり、また不法行為として損害賠償責任が認められる可能性があります。

5 遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

■ バイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

■ 遅刻を繰り返すなどの規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ
総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



平日夜間・土日祝の相談は
労働条件相談ほっとラインへ！
月～金:17時～22時 土・日・祝日:9時～21時

0120-811-610

相談
無料



アルバイトを雇う際に
知っておきたいポイント

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャンペーン実施中

令和7年4月1日～7月31日

事業場担当者向け

熱中症

予防対策セミナー

受講料
無料

令和6年の職場における熱中症による死亡者数は、速報値で全国で30人、うち大阪府内では9人、休業4日以上之死傷者数は全国で1,195人、うち大阪府内では95人となっています。業種別にみると、建設業、製造業、陸運業等で多く発生しています。死亡事例の多くで、暑さ指数(WBGT値)を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施が確認出来ませんでした。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった事例もありました。

厚生労働省では「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を令和7年5月1日から9月30日まで実施しており、その一環として熱中症予防対策セミナーを開催します。セミナーでは、熱中症の予防対策について医師の視点からみた予防対策と、大阪労働局健康課担当官による大阪府下における熱中症の事例のほか、気候変動適応法及び熱中症警戒アラート等について学びます。

令和7年4月23日 水曜日 14:00~16:00

会場 エル・おおさか 本館 7階 708号室 定員：60名

令和7年5月14日 水曜日 14:00~16:00

会場 エル・おおさか 南館 7階 734号室 定員：36名

令和7年6月2日 月曜日 14:00~16:00

会場 エル・おおさか 南館 10階 1023号室 定員：66名

令和7年7月7日 月曜日 14:00~16:00

会場 エル・おおさか 南館 7階 734室 定員：36名

※同じ内容です。1都合の良い日に
1つ参加ください。



京阪・地下鉄谷町線「天満橋」より西へ300m

京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ



【お問合せ】

大阪産業保健総合支援センター TEL06-6944-1191

<https://osakas.johas.go.jp/>

【主催】厚生労働省 大阪労働局

【共催】大阪産業保健総合支援センター

●お申し込みはホームページ、もしくは二次元コードをご利用ください。



熱中症対策

～知って労働者を守る!熱中症の重症化防止～
【セミナーを開催します】

参 加 無 料

①令和7年6月 9日 月曜日 14:00～16:00
エル・おおさか 本館5階 視聴覚室

②令和7年6月30日 月曜日 14:00～16:00
エル・おおさか 南館10階 1023号室

※同じ内容です。ご都合の良い日にご参加ください。

(セミナー内容)

- ・熱中症対策「重症化防止」について
【厚生労働省大阪労働局 労働衛生専門官】
- ・熱中症による重症化のメカニズム
【大阪産業保健総合支援センター産業保健相談員(産業医)】
- ・(仮)熱中症による救急搬送の要否の判断と
搬送までの応急処置
【大阪市消防局】



熱中症による労働者の死亡災害の殆どが、「初期症状の放置」「初期対応の遅れ」が原因となっていることから、熱中症による重症化を防止するための事業主、安全衛生担当者向けのセミナーを開催します。

セミナーでは、産業医から「熱中症による重症化のメカニズム」について、また、大阪市消防局担当官から「熱中症による救急搬送の要否の判断と搬送までの応急処置」について、それぞれ熱中症による重症化を防止するために重要な知識について学びます。



●京阪・地下鉄谷町線「天満橋」より西へ300m

●京阪・地下鉄堺筋線「北浜駅」より東へ500m

【お問合せ】

大阪産業保健総合支援センターTEL06-6944-1191

<https://osakas.johas.go.jp/>

【主催】厚生労働省 大阪労働局

【共催】大阪産業保健総合支援センター

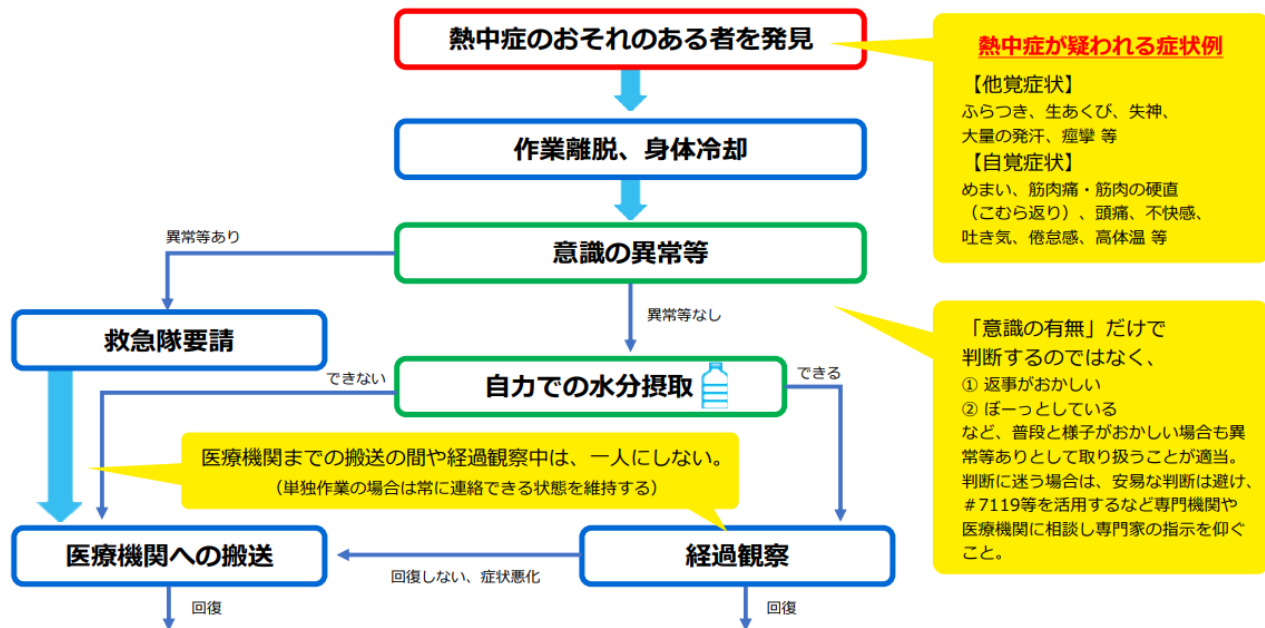
参加申込はホームページ、もしくは
二次元コードをご利用ください。



職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

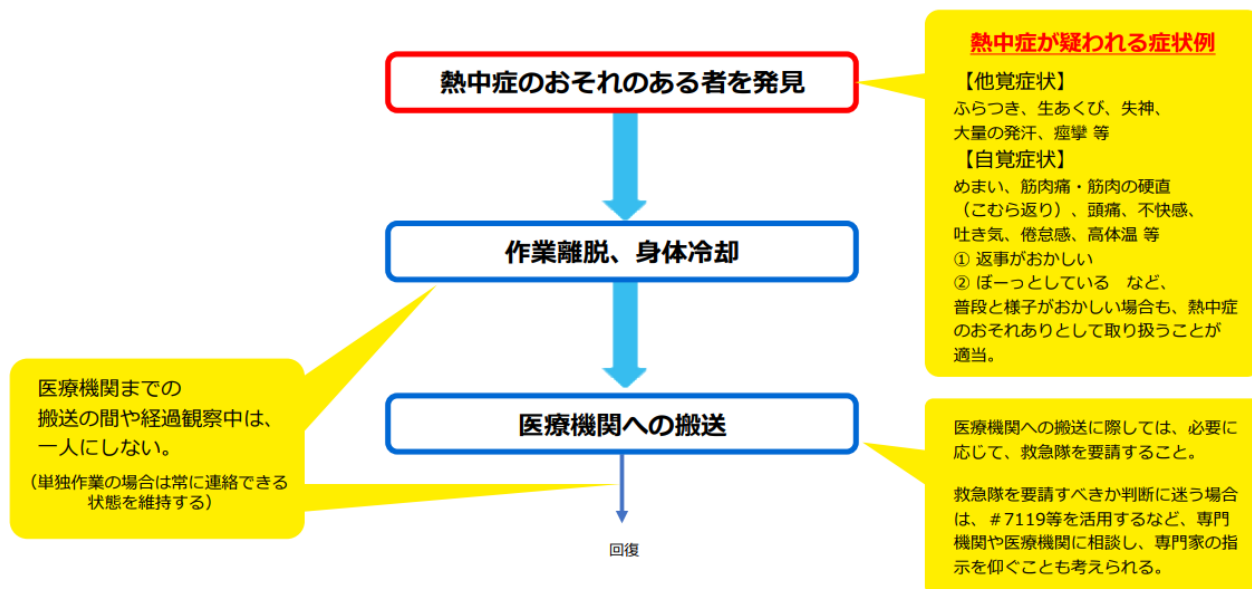


回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症による死亡災害多発!!



大阪では、昨年、猛暑の中、**熱中症による死亡災害が多発しました。**今年も、暑い夏を向かえることが予想されています。熱中症を予防するために、こまめな休憩と塩分水分の摂取に心がけましょう!!



異常(緊急)時の措置

熱中症は、短時間で容体が急変します。あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、本人や周りが少しでも**異変を感じた時にはすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼びましょう!!**

令和6年 熱中症による死亡災害事例(大阪)

令和7年3月3日現在
死亡災害報告による

	発生月	業種	発生時刻	性別	年齢	職種	最高気温	最高WBGT値	発生状況
1	7月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	17時台	男性	50代	防水工	35.4	29.8	作業終了後、屋上に戻った作業員が、足場の手摺に寄りかかって意識を失っていた。病院に搬送したが熱中症により死亡した。
2	7月	その他の金属製品製造業	16時台	男性	20代	作業員	34.9	30.5	工場内の作業員が体調不良により早退するため、14時頃に更衣室に移動した。その後、16時過ぎに更衣室に入った同僚が倒れている作業員を発見し、病院に搬送したが熱中症により死亡した。
3	7月	一般貨物自動車運送業	17時台	男性	60代	貨物自動車運転者	37.4	32.9	親会社の敷地内でフォークリフトを運転中、熱中症により死亡した。
4	7月	陸上貨物取扱業	16時台	男性	30代	作業員	35.6	31.2	倉庫内1階で製品のピッキング作業中に突然転倒し、けいれんを起こし意識を失ったため、病院に搬送したが熱中症により死亡した。
5	7月	電気通信工事業	12時台	男性	70代	電工	34.6	30.5	工場の天井照明の取替作業をしていたが途中で体調が悪くなり冷房の効いた車内で休憩し、会社まで車を運転して戻り、冷房の効いた車内で休憩中に意識を失い緊急搬送したが熱中症により死亡した。
6	7月	その他の建築工事業	11時台	男性	40代	防水工	35.5	33.1	新築工事現場において、3階ベランダ手すり部分及び屋上におけるシーリング工事等をしていたが、屋前に体調不良となり、病院に搬送したが熱中症により死亡した。
7	8月	パン、菓子製造業	16時台	男性	50代	パン・菓子製造工	37.4	33.6	オープンの出口で天板を回収する作業を行っていたが、資材の部屋にふらつきながらやってきたため、熱中症と判断し、体を冷却したが、意識がなくなり、救急搬送したが熱中症により死亡した。
8	8月	その他の建築工事業	15時台	男性	60代	塗装工	35.6	30.8	空き部屋改修のため、同僚と塗装作業を行っていた。15:00頃にお互いに別の自動車内で休憩していた。30分ほど経過し同僚が、車内で嘔吐しているのを発見し、救急搬送したが熱中症により死亡した。
9	8月	新聞販売業	15時台	女性	80代	配達員	34.2	32.4	新聞夕刊配達中に熱中症と見られる症状により気分が悪くなり、救急車で病院に搬送したが死亡した。

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」 キャンペーン期間：5月～9月

大阪労働局では、労働災害防止団体などと連携して、職場における熱中症の予防のために「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を5月から展開し、重点的な取組を進めています。キャンペーン期間は、9月までですが、10月ぐらいまで気温が高い日も続きますので、注意が必要です。

各事業場においては、事業者、労働者が協力して、**熱中症対策に取り組みましょう!**



キャンペーン
実施要項

環境省【熱中症警戒アラート】

近年、熱中症による救急搬送人員、死亡者数が高い水準で推移していることから、環境省と気象庁は令和3年度から「熱中症警戒アラート」を全国で運用しています。熱中症警戒アラートは、暑さ指数（WBGT）に基づき、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促すための情報です。令和7年度については、**4月23日から配信予定です**。



環境省
熱中症予防情報
サイト

〈配信サービス〉

- ・個人向けメール配信サービス：熱中症警戒アラート等
- ・個人向けメール配信サービス：暑さ指数（WBGT）
- ・事業者向け電子情報提供サービス：暑さ指数（WBGT）
- ・「環境省」LINE公式アカウント：熱中症警戒アラートや暑さ指数をお知らせ

厚生労働省は働く人の熱中症を防止するためのポータルサイト

「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」

を運営しています

教育用教材として動画コンテンツや 万一の際の救急措置等の要点が記載された「熱中症予防カード」などを活用し熱中症予防を積極的に取り組みましょう



熱 中 症 予 防 対 策

キャンペーン期間（5月～9月）

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施しましょう
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置しましょう
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用しましょう
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止などの工夫をしましょう
□ 暑熱順化への対応	熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整しましょう ※新規入職者や休み明け労働者は別途調整することに注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取しましょう（水分等を携行させる等を考慮）
□ ブレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減させましょう
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮しましょう ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前にも確認しましょう
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等労働者にお互いの健康状態をよく確認しましょう
□ 異常時の措置	少しでも本人や周囲が異常を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置を行いましょう ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない



重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.4)

令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



工場A



事務所B

別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

<例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



A：引き上げ人数としてカウント
 B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。
 D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が980円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,070円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）



対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施

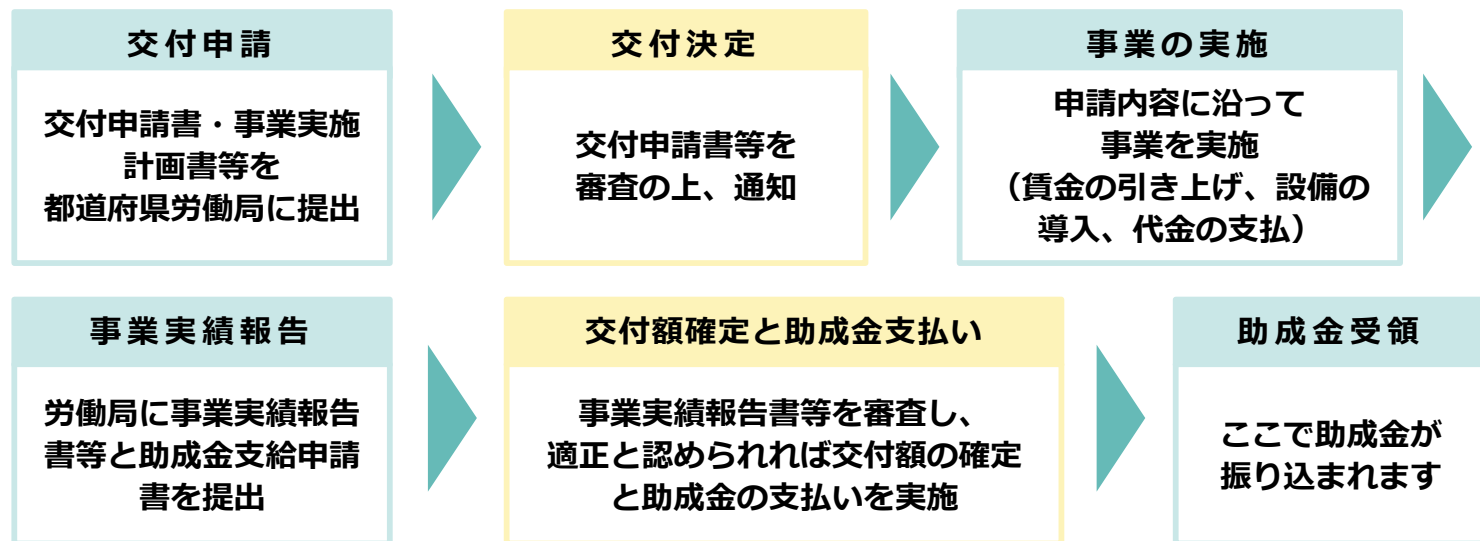


対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業場の申請は年度内1回までです。**

令和6年度からの主な変更点

- ・ 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ・ 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日※になりました。

※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、
申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、
サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取
組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

令和7年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ



申請期間と賃上げ期間について

中小企業の皆様にご活用いただけるよう、**申請期間**と**賃金引き上げ期間**について、複数の期間を設定する見直しを行いました。具体的な期間は以下のとおりです。

	申請期間	賃金引き上げ期間
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ **賃金引き上げは、申請日より後**に行う必要があります。また、地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**申請後から発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- ・ 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められません。

<第1期：申請例>

	申請日	賃金引き上げ日	対象
例①	令和7年4月20日	令和7年5月1日	
例②	令和7年6月20日	令和7年5月1日	

<第2期：申請例>

	申請日	賃金引き上げ日	対象
例③	地域別最低賃金改定日 前日	地域別最低賃金改定日 前日	
例④	地域別最低賃金改定日 当日	地域別最低賃金改定日 当日	



助成率区分の変更と生産性要件の廃止

引き上げ前の事業場内最低賃金額に応じて設定されている助成割合について見直しを行いました。具体的な見直しは以下のとおりです。

<R6>

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

<R7>

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4



() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

申請時の注意点

- ・ 申請前に行った賃金引き上げ、交付決定前に実施した助成対象経費の支払いは助成の対象となりません。
- ・ 交付決定前に助成対象設備の導入や助成対象となるコンサルティングなどを実施した場合も助成の対象となりません。

その他変更点

- ・ 事業主単位の年間申請上限額が600万円となりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point ①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。（令和8年7月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point ②

除外率が引き下げられました。（令和7年4月以降）

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わりました。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



障害者雇用における障害者の算定方法が変更されました。**▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。 ※ 就労継続支援A型事業所の利用者は、算定対象外です。

**障害者雇用のための事業主支援が強化（助成金の新設・拡充）されました。
（令和6年4月以降）****▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設されました。**

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができます。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられます。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充されました。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化しました。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？**

- A1.** ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。
- ②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）
令和8年6月以前については2.5%、
令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**Q3. 法定雇用率及び除外率制度について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか？**

- A3.** 国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和5年度は2.6%、令和6年4月1日から2.8%に引き上げられました。令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に段階的に引き上げとなります。除外率制度についても、同様に10ポイント引き下げられました。

なお、都道府県等の教育委員会の法定雇用率については、令和5年度は2.5%、令和6年4月1日から2.7%に引き上げられました。令和8年7月1日から2.9%となります。

高年齢者雇用安定法は、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的とする法律です。事業主は65歳までの雇用機会を確保する義務の履行に加え、70歳までの就業機会を確保するよう努める必要があります。

**65歳までの雇用機会
の確保（義務）**



**70歳までの就業機会
の確保（努力義務）**

70歳までの就業確保措置を講じることが事業主の「努力義務」になったことに伴い、65歳以上70歳未満で離職する者も再就職援助措置・多数離職届等の対象になります。

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・ 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・ 継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤の措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⇒P 2、3
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ⇒P 2、3
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

④、⑤については過半数労働組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

高年齢者就業確保措置を講ずるに当たっての留意事項 (高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針)

全般的な留意事項

- ・ 高年齢者就業確保措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高年齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいです。
- ・ 複数の措置により、70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、個々の高年齢者にいずれの措置を適用するかについては、個々の高年齢者の希望を聴取し、これを十分に尊重して決定する必要があります。
- ・ 高年齢者就業確保措置は努力義務であることから、対象者を限定する基準を設けることも可能ですが、その場合には過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。
- ・ 高年齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいです。
- ・ 高年齢者就業確保措置において支払われる金銭については、制度を利用する高年齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮し、業務内容に応じた適切なものとなるよう努める必要があります。
- ・ 短時間や隔日での就業制度など、高年齢者の希望に応じた就業形態が可能となる制度の導入に努めるとともに、勤務形態や退職時期の選択を含めた人事処遇については、個々の高年齢者の意欲及び能力に応じた多様な選択が可能な制度となるよう努める必要があります。

基準を設けて対象者を限定する場合

- ・ 対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものですが、労使で十分に協議した上で定められたものであっても、事業主が恣意的に一部の高年齢者を排除しようとするなど、高年齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関係法令に反するもの、公序良俗に反するものは認められません。

その他、講ずる措置別の留意事項

P1の③

継続雇用制度の場合

- ① 70歳までの就業の確保が努力義務となることから、契約期間を定めるときには、70歳までは契約更新ができる措置を講じ、むやみに短い契約期間とすることがないように努めること。
- ② 70歳までの継続雇用制度は、特殊関係事業主以外の他社により継続雇用を行うことも可能だが、その場合には自社と他社との間で、高年齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要があること。
- ③ 他社で継続雇用する場合にも、可能な限り個々の高年齢者のニーズや知識・経験・能力等に応じた業務内容、労働条件とすることが望ましいこと。

P1の④⑤

創業支援等措置の場合

- ① 高年齢者のニーズや知識・経験・能力を踏まえて、業務内容や高年齢者に支払う金銭等を決定することが望ましい。
- ② 創業支援等措置により就業する高年齢者について、同種の業務に労働者が従事する場合における安全配慮義務をはじめとする労働関係法令による保護の内容も勘案しつつ、事業主が適切な配慮を行うことが望ましい。
- ③ 創業支援等措置により就業する高年齢者が被災したことを当該措置を講ずる事業主が把握した場合には、事業主が、高年齢者が被災した旨を主たる事業所を所管するハローワークに届け出ることが望ましい。

※70歳までの安定した就業機会の確保のため必要があると認められるときは、高年齢者雇用安定法に基づき、ハローワーク等の指導・助言の対象となる場合があります。

創業支援等措置の実施に必要な措置について

創業支援等措置を実施する場合には、以下の手続きを行う必要があります。

1. 計画を作成する

創業支援等措置を講ずる場合には、下記の事項を記載した計画を作成する必要があります。計画を作成する際には各事項を記載する上での留意事項にご留意ください。

- | | |
|---------------------------------|--|
| (1) 高年齢者就業確保措置のうち、創業支援等措置を講ずる理由 | (7) 契約の終了に関する事項（契約の解除事由を含む） |
| (2) 高年齢者が従事する業務の内容に関する事項 | (8) 諸経費の取扱いに関する事項 |
| (3) 高年齢者に支払う金銭に関する事項 | (9) 安全及び衛生に関する事項 |
| (4) 契約を締結する頻度に関する事項 | (10) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項 |
| (5) 契約に係る納品に関する事項 | (11) 社会貢献事業を実施する団体に関する事項 |
| (6) 契約の変更に関する事項 | (12) (1)～(11)のほか、創業支援等措置の対象となる労働者の全てに適用される事項 |

2. 過半数労働組合等の同意を得る

1の計画について、過半数労働組合等の同意を得る必要があります。

※**労働者の過半数を代表する労働組合がない場合は、次に留意して過半数を代表する者を選出する必要があります。**

- ・労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと
- ・創業支援等措置の計画に関する同意を行うことを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと

※ 同意を得ようとする際には、過半数労働組合等に対して、（ア）労働関係法令が適用されない働き方であること、（イ）そのために1の計画を定めること、（ウ）創業支援等措置を選択する理由を十分に説明するようお願いします。

※ 創業支援等措置（P1の④⑤）と雇用による措置（P1の①～③）の両方を講ずる場合は、雇用による措置により努力義務を達成したことになるため、創業支援等措置に関して過半数労働組合等との同意を必ずしも得る必要はありませんが、高年齢者雇用安定法の趣旨を考えると、両方の措置を講ずる場合も同意を得ることが望ましいです。

3. 計画を周知する

2の同意を得た計画を、次のいずれかの方法により労働者に周知する必要があります。

- ・常時当該事業所の見やすい場所に掲示するか、または備え付ける
- ・書面を労働者に交付する
- ・事業主の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する（例：社内ネットワークに掲示し労働者が常時パソコンで確認できるようにするなど）

【創業支援等措置の実施のために締結が必要な契約】

- ・上記1・2と合わせて、高年齢者の就業先となる団体と契約を締結する必要があります。
- ・制度導入後に、個々の高年齢者と業務委託契約や社会貢献活動に従事する契約を締結する必要があります。

創業支援等措置により就業する高年齢者には、

- ・上記1の計画を記載した書面を交付する
- ・（ア）労働関係法令が適用されない働き方であること、（イ）そのために1の計画を定めること、（ウ）創業支援等措置を選択する理由を丁寧に説明して本人の納得を得るよう努めるようお願いします。



高年齢者等が離職する場合について

<再就職援助措置等の対象となる高年齢者等の範囲>

	45歳以上60歳未満 で離職する者	60歳以上65歳未満 で離職する者	65歳以上70歳未満で 離職する者
解雇その他の事業主の都合による離職 (※)		A	
継続雇用制度の対象者基準に該当しないことによる離職			
創業支援等措置の対象者基準に該当しないことによる離職			
定年年齢に到達したことによる離職			B
継続雇用制度の上限年齢に到達したことによる離職			
創業支援等措置の上限年齢に到達したことによる離職			

※ 創業支援等措置による契約が事業主の都合により終了する場合を含む

再就職援助措置

事業主は、**A** または **B** 部分に該当する高年齢者が再就職を希望するときは、
(ア) 求職活動に対する経済的支援、(イ) 求人の開拓、求人情報の収集・提供、再就職のあっせん、
(ウ) 再就職に資する教育訓練等の実施、受講のあっせん等を講じるよう努めることとされています
(努力義務)。

多数離職届

事業主は、**A** または **B** 部分に該当する高年齢者が同一の事業所において、**1か月以内に5人以上の高年齢者等が解雇等により離職する場合**は、離職者数や当該高年齢者等に関する情報等を**ハローワークに届け出**なければなりません(義務)。

求職活動支援書

事業主は、**A** に該当する高年齢者が希望するときは、速やかに次の事項を記載した「求職活動支援書」を作成し、**本人に交付**しなければなりません(義務)。

求職活動支援書に記載する事項：

(ア) 氏名・年齢・性別、(イ) 離職予定日(離職予定日が未定の場合はその時期)、(ウ) 職務の経歴(従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項等)、(エ) 有する資格・免許・受講した講習、(オ) 有する技能・知識・その他の職業能力に関する事項。(カ) その他の再就職に資する事項 ※解雇等の離職理由は記載しません。

お問い合わせ先

- ◆高年齢者雇用安定法や高年齢者就業確保措置についての詳細は、最寄りの労働局・ハローワークへお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



関連情報

- ◆厚生労働省ホームページ

厚生労働省HPでは、高年齢者雇用安定法や高齢者雇用に関する情報を発信しております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureis/ha/index.html



- ◆高齢者雇用対策ラボ

高齢者雇用対策ラボでは、労働者や企業の皆様に役立つ情報を幅広く発信しております。

<https://www.kourei-koyou.mhlw.go.jp/>



- ◆高齢者雇用に関するご相談

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課では、高年齢者雇用アドバイザー等を企業へ派遣し、高年齢者の雇用に関する各種相談・援助を行っています。

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>



- ◆65歳超雇用推進助成金

○65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上までの継続雇用制度の導入などを実施した企業を支援します。

○高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した企業を支援します。

○高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者の雇用管理制度の整備（短時間勤務制度の導入、高年齢者に係る賃金・能力評価制度等の構築、法定外の健康管理システムの導入等）を実施した企業を支援します。

<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>



- ◆高年齢者活躍企業事例サイトなど

65歳を超えた高年齢者を雇用している企業の取組事例や、70歳までの就業機会の確保に必要な人事制度改訂の手順等の情報は、下記URLをご参照ください。

○高年齢者活躍企業事例サイト

<https://www.elder.jeed.go.jp/>

○70歳雇用推進マニュアル・70歳雇用推進事例集・65歳超雇用推進事例集

<https://www.jeed.go.jp/elderly/data/manual.html>

(事例サイト) (マニュアル等)



- ◆高齢者の活躍に取り組む企業の事例

役職定年・定年制の見直し、ジョブ型人事制度の導入等により、高齢者の人事・給与制度の工夫に取り組む企業の事例を紹介しています。

https://www.elder.jeed.go.jp/topics/katsuyaku_jirei_r6.html



ハローワーク大阪東の求人・求職状況

1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年3月	前年同月	前年同月比	令和7年3月	前年同月	前年同月比
計	9,978	9,794	1.9	65,327	66,449	▲ 1.7
建設業	721	398	81.2	4,687	5,407	▲ 13.3
製造業	600	672	▲ 10.7	4,601	4,848	▲ 5.1
情報通信業	649	715	▲ 9.2	2,584	2,967	▲ 12.9
運輸業,郵便業	267	330	▲ 19.1	4,160	4,472	▲ 7.0
卸売業,小売業	848	1,404	▲ 39.6	5,826	7,574	▲ 23.1
学術研究,専門・技術サービス業	747	733	1.9	2,237	2,354	▲ 5.0
宿泊業,飲食サービス業	1,801	753	139.2	9,116	4,968	83.5
生活関連サービス業,娯楽業	227	214	6.1	2,304	2,373	▲ 2.9
教育,学習支援業	135	153	▲ 11.8	910	1,095	▲ 16.9
医療,福祉	1,802	1,952	▲ 7.7	17,109	17,806	▲ 3.9
サービス業（他に分類されないもの）	1,508	1,357	11.1	9,001	9,102	▲ 1.1

2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年3月	前年同月	前年同月比	令和7年3月	前年同月	前年同月比
職業計	1,651	1,750	▲ 5.7	25,804	26,199	▲ 1.5
A 管理的職業従事者	9	15	▲ 40.0	93	107	▲ 13.1
B 専門的・技術的職業従事者	272	283	▲ 3.9	4,002	3,923	2.0
C 事務従事者	508	579	▲ 12.3	6,300	6,601	▲ 4.6
D 販売従事者	110	106	3.8	1,551	1,546	0.3
E サービス職業従事者	144	133	8.3	2,805	2,574	9.0
F 保安職業従事者	16	9	77.8	281	253	11.1
G 農林漁業従事者	4	3	33.3	93	68	36.8
H 生産工程従事者	58	53	9.4	1,264	1,178	7.3
I 輸送・機械運転従事者	42	52	▲ 19.2	899	940	▲ 4.4
J 建設・採掘従事者	11	9	22.2	268	227	18.1
K 運搬・清掃・包装等従事者	133	136	▲ 2.2	2,800	2,696	3.9

3. 就職件数の推移

	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
大阪東	531	476	435	396	446	348	322	370	321	280	288	381	499
大阪労働局	6,610	6,843	6,531	6,169	6,090	5,275	5,516	6,248	5,583	5,139	4,815	5,786	6,562

職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和7年3月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	15,873	7,454	2.13	108,200	94,643	1.14
01管理的職業	56	40	1.40	396	433	0.91
02研究・技術の職業	2,700	476	5.67	12,892	5,785	2.23
006開発技術者	243	45	5.40	1,473	601	2.45
007製造技術者	137	85	1.61	829	1,301	0.64
008建築・土木・測量技術者	1,012	55	18.40	3,564	661	5.39
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	849	179	4.74	4,365	2,044	2.14
011その他の技術の職業	43	15	2.87	285	132	2.16
004.005その他の研究・技術の職業		8	0.00	20	125	0.16
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	197	387	0.51	972	4,111	0.24
017デザイナー	96	206	0.47	301	2,202	0.14
04医療・看護・保健の職業	882	252	3.50	9,261	3,577	2.59
023看護師、准看護師	406	147	2.76	4,083	1,660	2.46
024医療技術者	160	37	4.32	1,744	615	2.84
025栄養士、管理栄養士	80	8	10.00	1,345	299	4.50
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	73	22	3.32	582	293	1.99
027その他の医療・看護・保健の専門的職業	23	7	3.29	101	75	1.35
028保健医療関係助手	91	12	7.58	940	309	3.04
05保育・教育の職業	317	91	3.48	2,453	1,397	1.76
029.031.032その他の保育・教育の職業	310	81	3.83	2,320	1,240	1.87
06事務的職業	1,833	2,538	0.72	10,597	27,125	0.39
033総務・人事・企画事務の職業	245	262	0.94	1,290	2,672	0.48
034一般事務・秘書・受付の職業	431	1,491	0.29	2,834	15,989	0.18
037医療・介護事務の職業	158	85	1.86	1,338	1,217	1.10
038会計事務の職業	273	266	1.03	1,144	2,443	0.47
039生産関連事務の職業	118	45	2.62	765	670	1.14
040営業・販売関連事務の職業	321	169	1.90	1,604	1,755	0.91
041外勤事務の職業	3	2	1.50	49	17	2.88
07販売・営業の職業	3,188	518	6.15	12,078	6,108	1.98
045販売員	1,141	127	8.98	4,586	2,133	2.15
048営業の職業	1,925	346	5.56	6,976	3,691	1.89
08福祉・介護の職業	1,456	274	5.31	14,143	4,056	3.49
049福祉・介護の専門的職業	525	135	3.89	5,310	1,602	3.31
050施設介護の職業	594	133	4.47	6,723	2,288	2.94
051訪問介護の職業	337	6	56.17	2,110	166	12.71
09サービスの職業	1,354	337	4.02	11,134	4,422	2.52
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	22	59	0.37	2,718	697	3.90
055飲食物調理の職業	461	115	4.01	4,635	1,573	2.95
056接客・給仕の職業	638	91	7.01	2,802	1,232	2.27
057居住施設・ビル等の管理の職業	119	35	3.40	435	458	0.95
10警備・保安の職業	757	39	19.41	3,570	600	5.95
12製造・修理・塗装・製図等の職業	880	340	2.59	8,767	5,094	1.72
071製品製造・加工処理工（金属製品）	208	50	4.16	2,450	1,185	2.07
072製品製造・加工処理工（食料品等）	26	27	0.96	521	426	1.22
073製品製造・加工処理工（金属製品、食料品等を除く）	255	75	3.40	1,491	849	1.76
074機械組立工	74	39	1.90	820	562	1.46
075機械整備・修理工	86	26	3.31	1,516	466	3.25
077製品検査工（食料品等）		0	--	10	16	0.63
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	144	93	1.55	935	909	1.03
081生産類似の職業	1	1	1.00	11	84	0.13
13配送・輸送・機械運転の職業	1,004	213	4.71	10,096	4,351	2.32
082配送・集荷の職業	193	86	2.24	1,641	1,394	1.18
083貨物自動車運転の職業	140	33	4.24	3,299	991	3.33
085乗用車運転の職業	439	44	9.98	2,805	686	4.09
086その他の自動車運転の職業	5	3	1.67	61	94	0.65
087鉄道・船舶・航空機運転の職業		3	0.00	13	24	0.54
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	196	22	8.91	969	547	1.77
14建設・土木・電気工事の職業	463	54	8.57	7,048	1,078	6.54
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	226	26	8.69	2,222	385	5.77
093採掘の職業			--		0	--
094電気・通信工事の職業	107	15	7.13	1,305	345	3.78
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	773	413	1.87	4,597	6,840	0.67
095荷役・運搬作業員	489	67	7.30	2,109	1,495	1.41
096清掃・洗浄作業員	156	74	2.11	957	1,043	0.92
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	103	217	0.47	1,007	3,468	0.29
分類不能の職業		1,459	0.00		19,345	0.00
（I T関連計）	1,720	612	2.81	9,132	6,669	1.37
（I T技術関連小計）	1,446	303	4.77	7,715	3,417	2.26
（I T操作関連小計）	234	297	0.79	937	3,087	0.30
（I T製造関連小計）	40	12	3.33	480	165	2.91
（福祉関連計）	1,925	404	4.76	19,109	5,670	3.37
（介護関連小計）	1,387	221	6.28	13,574	3,445	3.94

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
 ※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。
 ※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。
 ※6 有効求職者数には、ハローワークに未所せず、ワタシ上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和7年3月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
職業計	11,676	3,792	3.08	70,797	59,107	1.20
02研究・技術の職業	45	58	0.78	277	860	0.32
007製造技術者		21	0.00	30	233	0.13
008建築・土木・測量技術者	25	7	3.57	106	130	0.82
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	14	14	1.00	59	205	0.29
011その他の技術の職業	2	1	2.00	29	42	0.69
004.005その他の研究・技術の職業	1	3	0.33	13	42	0.31
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	197	108	1.82	718	1,154	0.62
017デザイナー	69	49	1.41	268	477	0.56
04医療・看護・保健の職業	582	175	3.33	5,750	2,549	2.26
023看護師、准看護師	390	105	3.71	2,963	1,406	2.11
024医療技術者	66	15	4.40	929	327	2.84
027その他の医療・看護・保健の専門的職業	4	3	1.33	86	56	1.54
028保健医療関係助手	64	14	4.57	891	249	3.58
05保育・教育の職業	329	60	5.48	3,239	1,159	2.79
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	121	16	7.56	639	282	2.27
029.031.032その他の保育・教育の職業	208	44	4.73	2,600	877	2.96
06事務的職業	1,461	998	1.46	7,907	13,220	0.60
034一般事務・秘書・受付の職業	438	635	0.69	2,630	8,610	0.31
037医療・介護事務の職業	96	45	2.13	1,226	684	1.79
038会計事務の職業	202	61	3.31	558	745	0.75
040営業・販売関連事務の職業	99	22	4.50	398	383	1.04
041外勤事務の職業	2	0	--	5	11	0.45
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	209	68	3.07	629	743	0.85
07販売・営業の職業	503	109	4.61	2,805	2,114	1.33
045販売員	467	91	5.13	2,591	1,793	1.45
08福祉・介護の職業	1,316	151	8.72	12,193	2,654	4.59
049福祉・介護の専門的職業	209	63	3.32	2,306	884	2.61
050施設介護の職業	684	76	9.00	6,932	1,565	4.43
051訪問介護の職業	423	12	35.25	2,955	205	14.41
09サービスの職業	4,012	219	18.32	16,938	4,053	4.18
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	20	24	0.83	917	333	2.75
055飲食物調理の職業	2,064	79	26.13	11,294	1,800	6.27
056接客・給仕の職業	1,476	58	25.45	2,912	917	3.18
057居住施設・ビル等の管理の職業	326	33	9.88	883	613	1.44
10警備・保安の職業	520	26	20.00	3,685	501	7.36
12製造・修理・塗装・製図等の職業	308	85	3.62	2,373	1,436	1.65
068生産設備オペレーター（食料品等）			--	5	13	0.38
071製品製造・加工処理工（金属製品）	16	5	3.20	218	199	1.10
072製品製造・加工処理工（食料品等）	101	14	7.21	762	301	2.53
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	134	26	5.15	739	349	2.12
074機械組立工	7	5	1.40	166	131	1.27
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	17	2	8.50	168	30	5.60
081生産類似の職業	1	2	0.50	8	38	0.21
13配送・輸送・機械運転の職業	222	66	3.36	2,697	1,554	1.74
082配送・集荷の職業	62	24	2.58	557	470	1.19
083貨物自動車運転の職業	4	1	4.00	162	107	1.51
085乗用車運転の職業	120	26	4.62	1,374	548	2.51
086その他の自動車運転の職業	3	0	--	46	29	1.59
087鉄道、船舶、航空機運転の職業			--	2	7	0.29
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	12	7	1.71	144	116	1.24
14建設・土木・電気工事の職業	18	9	2.00	134	165	0.81
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	7	2	3.50	44	69	0.64
092土木の職業	10		--	53	31	1.71
093採掘の職業			--		1	0.00
094電気・通信工事の職業	1	4	0.25	17	53	0.32
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	2,153	610	3.53	11,906	12,189	0.98
095荷役・運搬作業員	126	26	4.85	927	809	1.15
096清掃・洗浄作業員	1,640	155	10.58	7,469	3,152	2.37
097包装作業員	85	36	2.36	579	541	1.07
098選別・ピッキング作業員	83	39	2.13	878	957	0.92
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	219	354	0.62	2,053	6,730	0.31
分類不能の職業		1,096	0.00		15,263	0.00
（I T 関連計）	298	145	2.06	1,047	1,615	0.65
（I T 技術関連小計）	17	27	0.63	101	390	0.26
（I T 操作関連小計）	280	116	2.41	899	1,193	0.75
（I T 製造関連小計）	1	2	0.50	47	32	1.47
（福祉関連計）	1,766	250	7.06	15,849	4,022	3.94
（介護関連小計）	1,323	127	10.42	12,178	2,350	5.18

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 有効求人数はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和7年3月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	238,439	323,232	245,978	236,659	309,623	239,744
01管理的職業	327,411	408,112	321,429	292,011	372,512	326,029
02研究・技術の職業	278,238	474,290	288,615	262,336	438,773	268,366
006開発技術者	249,907	403,394	292,500	238,842	404,731	278,281
007製造技術者	259,175	396,658	278,000	238,709	350,829	247,585
008建築・土木・測量技術者	306,339	561,910	317,273	287,608	481,003	330,288
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	254,880	406,301	277,500	260,176	446,165	253,244
011その他の技術の職業	242,387	338,480	260,000	217,862	287,447	317,500
004.005その他の研究・技術の職業	--	--	350,000	259,085	338,031	275,625
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	241,851	318,537	255,510	238,107	338,342	237,273
017デザイナー	244,824	330,340	242,414	234,744	322,651	230,709
04医療・看護・保健の職業	249,719	291,420	269,149	249,680	296,526	266,157
023看護師、准看護師	267,129	305,635	266,429	266,699	311,628	272,073
024医療技術者	255,905	292,649	272,857	256,406	306,714	260,865
025栄養士、管理栄養士	197,139	238,724	200,000	214,335	254,134	221,186
026あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	227,110	328,613	250,000	246,731	315,720	245,652
027その他の医療・看護・保健の専門的職業	179,640	283,280	200,000	226,298	294,159	237,647
028保健医療関係助手	201,230	222,701	200,000	196,919	228,672	212,600
05保育・教育の職業	225,456	294,663	232,727	223,854	269,448	230,524
029.031.032その他の保育・教育の職業	225,385	295,673	231,000	223,876	270,031	232,246
06事務的職業	223,125	274,465	226,258	216,018	267,740	222,620
033総務・人事・企画事務の職業	224,639	300,206	250,968	224,650	291,228	251,161
034一般事務・秘書・受付の職業	204,472	234,387	217,935	206,829	248,757	212,916
037医療・介護事務の職業	202,222	233,838	193,333	199,390	232,095	205,801
038会計事務の職業	244,082	285,149	245,135	236,062	297,462	232,041
039生産関連事務の職業	224,206	268,372	258,000	222,145	283,757	251,765
040営業・販売関連事務の職業	223,126	289,162	229,655	216,598	273,477	236,855
041外勤事務の職業	360,000	515,400	--	193,190	237,988	220,000
07販売・営業の職業	235,566	320,956	295,926	238,031	322,862	269,570
045販売員	201,860	233,517	227,692	226,423	292,271	230,113
048営業の職業	247,229	359,869	311,930	242,289	338,051	289,552
08福祉・介護の職業	235,191	270,389	227,083	235,239	265,555	226,736
049福祉・介護の専門的職業	240,782	285,675	237,826	247,842	283,168	228,412
050施設介護の職業	226,744	253,887	215,833	224,330	251,190	224,399
051訪問介護の職業	238,641	267,553	250,000	228,735	253,871	238,235
09サービスの職業	217,039	280,850	244,340	240,981	297,856	229,949
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	235,250	362,500	232,222	263,328	332,390	231,429
055飲食物調理の職業	222,734	277,757	278,500	235,614	284,075	241,423
056接客・給仕の職業	223,506	271,061	229,000	225,464	278,868	232,797
057居住施設・ビル等の管理の職業	193,422	204,793	188,889	203,418	220,801	193,556
10警備・保安の職業	203,020	222,143	218,571	202,124	224,462	199,569
11農林漁業の職業	225,927	343,582	175,000	233,275	348,926	215,652
12製造・修理・塗装・製図等の職業	225,789	307,396	238,095	222,185	308,815	236,000
068生産設備オペレーター（食料品等）	--	--	--	277,369	305,115	230,000
071製品製造・加工処理工（金属製品）	230,107	300,613	220,000	223,959	308,152	246,680
072製品製造・加工処理工（食料品等）	204,232	291,000	290,000	216,119	289,091	234,085
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	212,123	268,612	222,000	211,636	281,364	209,929
074機械組立工	243,080	319,080	266,667	224,021	308,156	233,333
075機械整備・修理工	244,108	365,132	243,333	226,646	321,261	253,026
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	241,568	380,389	243,333	231,059	370,495	241,825
081生産類似の職業	--	--	230,000	201,205	233,493	218,261
13配送・輸送・機械運転の職業	229,009	275,047	245,385	242,284	299,633	260,724
082配送・集荷の職業	217,551	244,174	242,609	229,485	275,591	252,509
083貨物自動車運転の職業	297,116	380,531	228,333	264,866	338,510	292,513
085乗用車運転の職業	221,478	264,101	250,833	216,437	247,342	249,720
086その他の自動車運転の職業	237,600	302,400	--	234,176	307,806	277,778
087鉄道・船舶・航空機運転の職業	--	--	350,000	--	--	305,714
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	212,605	254,186	250,000	232,788	296,547	261,124
14建設・土木・電気工事の職業	250,558	393,249	265,714	241,279	353,466	278,687
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	251,185	404,424	280,000	236,893	354,878	293,487
093採掘の職業	--	--	--	--	--	--
094電気・通信工事の職業	254,446	394,001	300,000	237,042	353,741	263,871
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	219,198	263,138	203,529	216,169	263,078	207,143
095荷役・運搬作業員	211,810	256,826	200,000	214,326	260,918	214,562
096清掃・洗浄作業員	218,940	241,504	195,714	218,689	261,893	196,044
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	231,805	308,620	208,000	217,730	276,283	206,295
分類不能の職業	--	--	250,397	--	--	244,334
（ＩＴ関連計）	255,359	401,519	255,443	252,928	423,287	247,176
（ＩＴ技術関連小計）	259,443	415,421	281,944	257,718	439,495	261,013
（ＩＴ操作関連小計）	235,360	326,825	231,707	230,490	348,175	230,884
（ＩＴ製造関連小計）	236,400	391,216	265,000	223,117	320,171	266,818
（福祉関連計）	243,719	279,631	244,868	241,809	276,130	243,591
（介護関連小計）	234,242	269,364	225,714	232,810	262,768	225,722

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。
※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）
※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和7年3月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	1,234	1,309	1,227	1,238	1,335	1,189
02研究・技術の職業	1,575	1,921	1,357	1,324	1,707	1,421
007製造技術者	--	--	1,157	1,222	1,499	1,176
008建築・土木・測量技術者	1,792	2,208	2,000	1,432	1,938	1,453
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	1,173	1,633	--	1,191	1,452	1,343
011その他の技術の職業	--	--	--	1,600	1,600	1,683
004.005その他の研究・技術の職業	1,616	1,616	--	1,423	1,593	1,800
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,665	1,836	1,275	1,426	1,571	1,317
017デザイナー	1,169	1,336	1,200	1,196	1,415	1,167
04医療・看護・保健の職業	1,768	1,885	1,651	1,685	1,872	1,575
023看護師、准看護師	1,814	1,905	1,723	1,734	1,889	1,624
024医療技術者	1,758	2,008	1,400	1,738	1,992	1,619
027その他の医療・看護・保健の専門的職業	--	--	1,300	1,551	1,802	1,271
028保健医療関係助手	1,250	1,306	1,114	1,202	1,296	1,157
05保育・教育の職業	1,468	1,926	1,635	1,324	1,473	1,241
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,131	1,208	1,200	1,207	1,275	1,145
029.031.032その他の保育・教育の職業	1,580	2,165	1,759	1,346	1,509	1,268
06事務的職業	1,264	1,380	1,186	1,212	1,314	1,163
034一般事務・秘書・受付の職業	1,271	1,347	1,180	1,201	1,283	1,155
037医療・介護事務の職業	1,205	1,306	1,213	1,199	1,289	1,163
038会計事務の職業	1,250	1,489	1,182	1,247	1,455	1,171
040営業・販売関連事務の職業	1,247	1,415	1,288	1,220	1,350	1,198
041外勤事務の職業	--	--	--	--	--	--
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,158	1,277	1,157	1,158	1,251	1,201
07販売・営業の職業	1,114	1,157	1,202	1,192	1,348	1,163
045販売員	1,114	1,122	1,201	1,190	1,351	1,155
08福祉・介護の職業	1,251	1,362	1,266	1,267	1,394	1,209
049福祉・介護の専門的職業	1,237	1,341	1,373	1,293	1,405	1,251
050施設介護の職業	1,241	1,332	1,196	1,235	1,325	1,179
051訪問介護の職業	1,283	1,438	1,500	1,328	1,586	1,266
09サービスの職業	1,150	1,176	1,178	1,131	1,189	1,147
053理容師、美容師、美容関連サービスの職業	1,200	1,367	1,114	1,114	1,350	1,165
055飲食物調理の職業	1,133	1,158	1,197	1,122	1,165	1,142
056接客・給仕の職業	1,156	1,187	1,220	1,151	1,218	1,152
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,183	1,184	1,136	1,159	1,162	1,125
10警備・保安の職業	1,135	1,221	1,163	1,187	1,254	1,131
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,186	1,405	1,289	1,161	1,275	1,162
068生産設備オペレーター（食料品等）	--	--	--	1,225	1,350	1,114
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,266	1,463	1,500	1,201	1,324	1,150
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,131	1,186	--	1,138	1,207	1,143
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,128	1,202	1,157	1,130	1,207	1,133
074機械組立工	--	--	--	1,131	1,178	1,120
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,145	1,175	--	1,150	1,192	1,132
081生産類似の職業	--	--	1,120	1,114	1,300	1,116
13配送・輸送・機械運転の職業	1,232	1,330	1,161	1,206	1,284	1,166
082配送・集荷の職業	1,222	1,387	1,116	1,236	1,365	1,151
083貨物自動車運転の職業	--	--	--	1,393	1,499	1,217
085乗用車運転の職業	1,220	1,292	1,128	1,166	1,231	1,152
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,614	1,757	1,500	1,247	1,306	1,215
14建設・土木・電気工事の職業	1,650	1,700	1,114	1,351	1,655	1,251
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	1,650	1,700	1,114	1,364	1,678	1,270
093採掘の職業	--	--	--	--	--	--
094電気・通信工事の職業	--	--	--	1,178	1,411	1,355
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,140	1,157	1,148	1,142	1,179	1,125
095荷役・運搬作業員	1,164	1,233	1,155	1,175	1,248	1,143
096清掃・洗浄作業員	1,136	1,149	1,122	1,142	1,173	1,116
097包装作業員	1,127	1,175	1,250	1,128	1,175	1,144
098選別・ピッキング作業員	1,153	1,200	1,258	1,136	1,192	1,150
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,163	1,177	1,149	1,135	1,181	1,120
分類不能の職業	--	--	1,200	--	--	1,158
（Ⅰ T 関連計）	1,212	1,515	1,263	1,201	1,432	1,287
（Ⅰ T 技術関連小計）	1,293	1,638	1,114	1,247	1,698	1,454
（Ⅰ T 操作関連小計）	1,201	1,500	1,300	1,193	1,405	1,215
（Ⅰ T 製造関連小計）	--	--	--	1,260	1,260	1,205
（福祉関連計）	1,426	1,536	1,460	1,397	1,536	1,541
（介護関連小計）	1,251	1,357	1,258	1,265	1,392	1,481

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
 ※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。 ※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同様の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。
 ※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。 ※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（時間額）です。（単位：円）
 ※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（時間額）です。（単位：円）

中途採用者採用時賃金情報（令和7年1月～令和7年3月）

(単位:千円)

ハローワーク大阪東管内

		年齢計	19歳	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 54歳	55歳 59歳	60歳 64歳	65歳
計		278	217	233	259	282	298	309	302	314	299	288	241
職業別	管 理 的 職 業	347	—	217	243	272	271	408	391	578	475	522	406
	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	301	204	246	277	303	326	332	346	328	342	301	279
	事 務 的 職 業	282	213	225	254	283	301	319	298	324	327	316	216
	販 売 の 職 業	271	233	235	258	276	300	301	307	308	313	253	228
	サ ー ビ ス の 職 業	266	213	235	258	274	300	292	279	290	251	262	227
	保 安 の 職 業	232	—	219	295	248	268	238	237	245	237	163	183
	農 林 漁 業 の 職 業	221	—	—	145	249	—	179	—	—	—	350	128
	生 産 工 程 の 職 業	247	207	217	228	258	262	267	247	273	274	255	214
	輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	223	197	198	212	212	234	230	233	244	215	208	189
	建 設 ・ 採 掘 の 職 業	301	225	236	267	307	281	371	343	382	354	338	320
	運搬・清掃・包装等の職業	240	242	232	228	243	251	269	232	253	245	214	211
産業別	建 設 業	289	222	232	268	298	293	328	336	355	307	298	229
	製 造 業	294	203	225	260	291	318	344	338	342	395	296	223
	情 報 通 信 業	317	226	239	281	324	344	431	398	485	308	503	337
	運 輸 業 , 郵 便 業	241	236	229	233	230	252	254	256	248	240	236	187
	卸 売 業 , 小 売 業	278	232	230	256	270	298	293	311	342	315	321	277
	学術研究,専門・技術サービス業	290	—	253	262	285	304	324	300	330	318	421	372
	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	272	172	230	246	279	295	304	317	301	306	274	235
	生活関連サービス業,娯楽業	265	252	212	245	282	289	302	349	283	280	288	218
	教 育 , 学 習 支 援 業	255	—	231	248	247	275	306	175	304	133	420	—
	医 療 , 福 祉	268	188	248	270	273	276	276	273	280	264	249	237
	サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	254	223	221	250	272	277	272	259	288	268	253	222
事業所規模別	4 人 以 下	267	217	231	244	271	281	298	278	297	249	282	254
	5 ～ 2 9 人	266	224	230	251	264	278	289	284	293	299	274	218
	3 0 ～ 9 9 人	285	222	240	261	276	308	307	313	342	317	339	255
	1 0 0 ～ 2 9 9 人	270	191	229	257	277	284	301	292	313	294	257	229
	3 0 0 ～ 4 9 9 人	281	186	217	262	295	314	296	310	310	275	338	308
	5 0 0 ～ 9 9 9 人	299	250	247	279	313	341	365	322	328	408	254	346
	1 0 0 0 人 以 上	305	216	234	273	320	333	349	341	336	283	272	212

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータをとりとめたもの。
※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。
※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

中途採用者採用時賃金情報（令和7年1月～令和7年3月）

（単位：千円）

大阪労働局管内

		年齢計	19歳	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 54歳	55歳 59歳	60歳 64歳	65歳
計		268	211	229	254	272	286	291	291	291	285	271	227
職業別	管 理 的 職 業	344	247	235	262	284	330	350	413	438	458	438	315
	専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	288	214	236	269	293	306	316	319	312	313	305	279
	事 務 的 職 業	275	213	227	252	279	297	297	290	303	310	303	236
	販 売 の 職 業	267	205	235	255	270	292	296	304	297	289	264	210
	サ ー ビ ス の 職 業	253	206	226	249	262	275	282	267	269	252	239	209
	保 安 の 職 業	212	204	224	225	230	220	224	224	222	220	216	186
	農 林 漁 業 の 職 業	221	—	217	208	237	237	211	233	209	223	219	190
	生 産 工 程 の 職 業	236	197	213	227	239	254	246	251	253	246	233	202
	輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	259	236	241	250	259	263	271	273	268	261	245	223
	建 設 ・ 採 掘 の 職 業	270	221	231	258	276	287	303	317	312	305	295	256
	運搬・清掃・包装等の職業	238	208	214	234	240	251	242	250	252	251	235	198
産業別	建 設 業	278	222	231	259	279	291	310	318	328	323	304	253
	製 造 業	276	193	219	249	270	296	309	309	315	325	288	229
	情 報 通 信 業	311	219	244	281	317	338	359	382	397	398	432	377
	運 輸 業 ， 郵 便 業	258	219	229	242	260	268	266	271	272	267	249	215
	卸 売 業 ， 小 売 業	269	206	228	252	268	283	286	298	303	302	296	240
	学術研究・専門・技術サービス業	284	209	236	259	293	320	333	322	325	353	343	302
	宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	256	195	229	248	260	275	284	287	290	274	252	226
	生活関連サービス業・娯楽業	248	213	214	233	253	267	280	284	294	272	269	196
	教 育 ， 学 習 支 援 業	273	190	239	265	272	327	275	303	284	295	292	207
	医 療 ， 福 祉	261	208	235	264	272	273	268	268	263	255	255	233
	サ ー ビ ス 業 （他に分類されないもの）	251	220	224	242	259	270	280	271	278	259	247	206
事業所規模別	4 人 以 下	263	224	230	252	268	280	280	281	284	265	278	230
	5 ～ 2 9 人	259	216	227	249	261	269	275	278	277	279	265	223
	3 0 ～ 9 9 人	266	207	229	250	266	278	282	293	292	284	278	230
	1 0 0 ～ 2 9 9 人	269	203	229	256	273	288	290	294	301	294	274	227
	3 0 0 ～ 4 9 9 人	268	217	233	260	275	293	290	279	283	274	259	255
	5 0 0 ～ 9 9 9 人	283	223	242	263	290	304	314	315	312	335	292	285
	1 0 0 0 人 以 上	282	186	217	259	294	331	340	316	311	293	254	193

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータをとりとめたもの。
※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。
※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2025年3月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	3	1	19	TOEIC(600点～)	21	206	10	29
第三種電気主任技術者	4	76	9	119	日本語検定1級	19	193	0	1
1級電気工事施工管理技士	5	30	8	58	日本語検定3級	10	95	0	0
2級電気工事施工管理技士	1	24	12	68	日商簿記1級	6	122	1	15
一級建築士	16	97	79	322	日商簿記2級	189	1,870	58	308
二級建築士	13	165	34	323	日商簿記3級	176	2,023	87	396
1級建築施工管理技士	6	78	85	397	簿記能力検定(全経2級)	13	93	4	16
2級建築施工管理技士	7	66	69	337	運行管理者(貨物)	13	195	2	54
1級土木施工管理技士	8	100	165	515	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	4	81	3	24
2級土木施工管理技士	2	62	154	532	医療事務資格	32	307	6	79
1級造園施工管理技士	1	14	1	43	登録販売者(一般医薬品)	18	219	1	129
薬剤師	21	268	49	478	理容師	2	50	3	1,095
保健師	12	120	30	191	美容師	55	507	24	1,470
助産師	12	80	3	52	ネイリスト技能検定試験2級	4	36	0	17
看護師	156	1,696	571	4,679	ネイリスト技能検定試験3級	4	64	0	13
准看護師	24	425	338	2,647	調理師	109	1,228	244	2,478
臨床検査技師	13	112	13	110	警備員検定試験(1級)	0	2	0	10
理学療法士	8	109	74	857	警備員検定試験(2級)	1	4	0	25
作業療法士	1	48	62	700	大型自動車免許	59	1,197	30	1,213
歯科技工士	9	70	8	49	大型自動車第二種免許	24	397	10	428
歯科衛生士	19	246	32	431	普通自動車免許	2,110	32,106	263	3,247
診療放射線技師	4	52	11	85	普通自動車第二種免許	34	455	380	1,760
言語聴覚士	3	26	48	365	大型特殊自動車免許	9	205	0	59
管理栄養士	19	292	89	704	自動二輪車免許	52	978	33	251
栄養士	55	798	205	2,211	原動機付自転車免許	12	393	239	916
あん摩マッサージ指圧師	0	16	51	254	牽引免許	19	318	2	226
はり師	0	63	57	342	フォークリフト運転技能者	171	3,519	292	2,567
きゅう師	0	58	26	260	中型自動車免許	19	411	128	1,875
柔道整復師	7	84	69	386	中型自動車第二種免許	2	49	7	102
臨床心理士	1	31	21	116	8トン限定中型自動車免許	24	440	64	874
社会福祉士	26	276	195	1,218	危険物取扱者(乙種)	60	935	29	310
介護福祉士	122	1,734	739	7,572	危険物取扱者(丙種)	9	95	0	30
保育士	72	1,260	356	3,100	溶接技能者	2	20	2	25
ホームヘルパー1級	6	53	46	428	ガス溶接技能者	7	307	0	77
ホームヘルパー2級	80	1,450	676	4,712	アーク溶接技能者(基本級)	6	165	5	90
精神保健福祉士	13	96	79	498	二級自動車整備士	9	109	9	217
介護支援専門員(ケアマネージャー)	26	380	107	1,352	三級自動車整備士	5	65	11	172
介護職員基礎研修修了者	3	40	26	276	自動車検査員	2	41	2	63
福祉用具専門相談員	3	96	2	79	2級ボイラー技士	9	173	9	61
介護職員初任者研修修了者	61	983	1,135	9,247	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	2	116	3	43
介護職員実務者研修修了者	27	376	369	4,373	移動式クレーン運転士	12	196	5	114
税理士	3	19	8	37	小型移動式クレーン運転技能者	12	207	4	96
社会保険労務士	18	142	147	201	車両系建設機械(基礎工用)運転技能者	0	36	5	36
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	56	981	63	1,125	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	6	138	3	171
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	24	316	111	408	玉掛技能者	56	1,233	71	819
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	39	574	24	144	第一種電気工事士	7	168	23	311
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	86	810	379	742	第二種電気工事士	48	721	106	899
管理業務主任者	5	88	11	23	足場の組立て等作業主任者	3	52	2	114
実用英語技能検定2級	67	741	3	25	1級管工事施工管理技士	3	28	19	70
TOEIC(730点～)	53	450	7	27	2級管工事施工管理技士	2	26	15	109